

奈良県告示第二百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

平成二十八年十月十八日

奈良県知事 荒井正吾

| 医療機関の名称      | 医療機関の所在地         | 指定年月日      |
|--------------|------------------|------------|
| 初瀬薬局         | 桜井市大字初瀬二二二九一     | 平成二十八年八月一日 |
| 藤井歯科矯正歯科     | 宇陀市榛原萩原八一八一      | 平成二十八年八月一日 |
| 桜井市休日夜間応急診療所 | 一 桜井市大字栗殿一〇〇〇番地の | 平成二十八年八月一日 |
| いずみ薬局こおりやま店  | 大和郡山市藤原町二一八      | 平成二十八年九月一日 |
| にしざき内科クリニック  | 大和郡山市藤原町二一八      | 平成二十八年九月一日 |